

内閣参質二〇一第七六号

令和二年三月二十七日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出放送法第四条の「放送事業者は政治的に公平であること」の遵守に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出放送法第四条の「放送事業者は政治的に公平であること」の遵守に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「チェックしている政府機関」の意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組は、放送事業者の自主自律によつて編集すべきものであり、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第四条第一項第二号の規定についても、同法の規定に従つて、放送事業者において自律的に遵守することが基本である。

二について

放送番組は、放送事業者の自主自律によつて編集すべきものであることから、お尋ねの「昨年三月一日以降において遵守されていると思うか」について、政府として見解を述べることは差し控えたい。